



さしのべて あなたのその手 いちはやく



子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為、児童虐待。あなたの行動で救われる子どもと保護者がいることを忘れないでください。

◆児童虐待は増え続けています

平成27年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は10万3260件(速報値)で、これまでに最多の件数となっており、中でも特に心理的虐待が増えています。

田原市においては、平成27年度の児童相談は年間177件。うち児童虐待に関する新規相談(通告)件数は13件(16人)でした。虐待内容は『ネグレクト(養育の放棄または怠慢)』が最多で、次いで『心理的虐待』『身体的虐待』の順でした。

◆夫婦げんかでも心理的虐待になるって本当？

『心理的虐待』とは、目に見えにくい虐待で、「暴言」「無視をする」「失敗

■児童虐待の種類

【身体的虐待】

叩く、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わす、溺れさせる、など

【心理的虐待】

言葉でおどす、無視する、子どもの前で家族に暴力をふるう、など

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など

【ネグレクト】

家や車内に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、など

◆相談(通告)は保護者を救うことでもあります

もありません

児童虐待というと、保護者を責めて

を責める「兄弟間で差別する」といった、子どもに精神的ダメージを与える行為をいいます。子どもが精神的にひどくストレスを感じるものは、たとえ夫婦げんかであっても心理的虐待にあたります。

子どもは、自分の面前で夫婦げんかが起こると、「自分が悪いからだ」「自分は大切な存在ではないのかも」と不安が強く自信がなくなります。その結果、学校生活や社会人になっても他者との良好な人間関係がもてないなど、長期的に悪い影響を与えてしまいます。

しまいがちになりますが、虐待にはさまざまな背景があります。

また、「相談できる人がいない」「家族に協力者がいない」など、孤独な環境で子育てに悪戦苦闘している保護者も少なくありません。そんな中、子どもがなかなか泣きやまなかったり、言うことを聞かなかつたりすると、どんな保護者でも心の余裕を失い、虐待に至る可能性があります。

虐待は、多くの場合は保護者自身が後悔し、やめなければと思っっています。専門機関への相談(通告)は、子育てに悩み、苦しんでいる保護者が援助を受けるきっかけにもなります。

まずは、保護者の頑張りを認め、地域全体で子育てを支えていきましよう。そして、虐待と思われる事実を知った方、虐待に限らず家庭や子育てで悩んでいる方は、ぜひご相談ください(秘密厳守)。

◆相談電話

▼子育て支援課 ☎233513

【休日・夜間 ☎221111 (代表)】

▼東三河児童・障害者相談センター

☎(0532)546465

▼児童相談所全国共通ダイヤル

☎189